

平成 28 年 12 月定例会（平成 28 年 12 月 21 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月21日(水)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	8
	○企業長提出第11号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討 論、採決	10
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	13
	○企業長提出第12号議案の質疑、討論、採決	13
	○企業長提出第13号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第14号議案の質疑、討論、採決	16
	○企業長提出第15号議案の質疑、討論、採決	18
	○企業長提出第16号議案の質疑、討論、採決	19
	○諸般の報告	20
	○特定事件の議会運営委員会付託	20
	○閉 議	20
	○企業長の挨拶	20
	○閉 会	21
署名議員		23
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		25

水企告示第27号

平成28年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月14日

越谷・松伏水道企業団
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成28年12月21日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成28年12月定例会 会期12月21日 1日間

応招議員 15名

1番	松	島	孝	夫	議員	2番	畔	上	順	平	議員
3番	高	橋	昭	男	議員	4番	佐	藤	永	子	議員
5番	松	田	典	子	議員	6番	後	藤	孝	江	議員
7番	小	林	豊	代子	議員	8番	山	田	大	助	議員
9番	菊	地	貴	光	議員	10番	堀	越	利	雄	議員
11番	瀬	賀	恭	子	議員	12番	橋	詰	昌	児	議員
13番	島	田	玲	子	議員	14番	服	部	正	一	議員
15番	伊	藤		治	議員						

不応招議員 なし

12月定例会 第1日

平成28年12月21日（水曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件（企業長提出第11号議案）の上程
△決算特別委員長の審査結果報告
- 7 企業長提出第11号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 10 企業長提出第12号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第13号議案の質疑、討論、採決
- 12 企業長提出第14号議案の質疑、討論、採決
- 13 企業長提出第15号議案の質疑、討論、採決
- 14 企業長提出第16号議案の質疑、討論、採決
- 15 諸般の報告
- 16 特定事件の議会運営委員会付託
- 17 閉 議
- 18 閉 会

(開議 午前10時06分)

出席議員 15名

1番	松島孝夫	議員	2番	畔上順平	議員
3番	高橋昭男	議員	4番	佐藤永子	議員
5番	松田典子	議員	6番	後藤孝江	議員
7番	小林豊代子	議員	8番	山田大助	議員
9番	菊地貴光	議員	10番	堀越利雄	議員
11番	瀬賀恭子	議員	12番	橋詰昌児	議員
13番	島田玲子	議員	14番	服部正一	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡章	企業長
清水秀樹	局長
小川泰弘	総務課長
野呂一穂	お客さま課長
大徳昭人	施設課長
石坂正幸	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

高橋努	越谷市長
会田重雄	松伏町長

書記

昴雄司	総務課副課長
茂呂彩花	総務課庶務担当主事
高橋千里	総務課庶務担当主事

10時06分 開 会

◎開会の宣告

- （松島孝夫議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成28年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （松島孝夫議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （松島孝夫議長） 企業長から平成28年4月から平成28年10月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （松島孝夫議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （松島孝夫議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （松島孝夫議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （松島孝夫議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （筋 雄司総務課副課長） 朗読いたします。

越谷・松伏水道企業団議会
議長 松島孝夫様

越谷・松伏水道企業団
企業長 福岡章

平成28年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月21日招集に係る平成28年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1、越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
 - 1、越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1、越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1、越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1、越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （松島孝夫議長） 次に、去る9月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、佐藤永子委員長、登壇して報告願います。

〔佐藤永子水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （佐藤永子水道事業調査研究特別委員長） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委

員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月18、19日の2日間にわたり、委員13名及び松島議長、高橋、会田両参与、企業長が出席し、三保田施設課副課長が随行の上、「水道事業の健全経営の推進に向けた取り組みについて」、また「水道施設更新計画の実現に向けた取り組みについて」の2項目を調査事項として、岡山県倉敷市水道局、岡山県南部水道企業団への行政調査を実施いたしました。

まず、倉敷市水道局において、「水道事業の健全経営の推進に向けた取り組みについて」の調査を行いました。

倉敷市における水道事業は、これまで民間への業務委託や電算化などによって経費削減を図っており、岡山県内において水道料金が最も安くなっています。業務委託については、平成13年4月から浄水・送水施設の運転監視、保守点検業務を委託し、平成28年4月から滞納整理、メーター管理業務などについて、委託期間を5年間とする包括業務委託を実施しています。これにより職員を27名から16名に削減し、年間で約3,000万円以上の削減効果が得られたとのことです。

他事業体との連携・協力の取り組みとして、平成22年に「水質検査機器の相互利用に関する協定」を締結し、機器故障への対応や、緊急を要する検査等が可能になったとのことです。また、倉敷市と岡山市の間で「岡山・倉敷まちづくり協議会」を設置し、各行政分野で連携を強めており、その中で緊急資材の共同備蓄について協定を締結し、保有資材の確認、補充を実施しているとのことです。

次に、岡山県南部水道企業団において、「水道施設更新計画の実現に向けた取り組みについて」の調査を行いました。

岡山県南部水道企業団では、所有する施設、管路の経年化率が軒並み全国平均を上回る数値であることから、将来にわたって安全・安心な水道水の安定供給を持続させるため、平成27年度から「第二次整備基本計画」の策定に取り組み、保有する施設を「施設」、「設備」、「管路」に大別してそれぞれ更新に必要な期間、事業費等を検討しました。

計画の策定に当たって、将来推計人口に基づく水需要予測を行ったところ、毎年数%ずつ有収水量が減少していくという試算が出たため、施設や管径のダウンサイジング、管路延長の短縮等を決定し、施設の老朽度・危険度の高さに応じて優先順位を定め、年度間での業務量及び費用の平準化を考慮して更新を進めていく方針であるとのことでした。

なお、現行料金で第二次整備事業を実施した場合、平成39年度には資金不足に陥るという試算が出たため、平成34年度及び平成39年度にそれぞれ1立方メートル当たり10円程度の料金改定が必要になると考えており、今後は各構成団体と綿密な協議を行っていく予定であるとのことでした。

また、企業団唯一の浄水施設である西阿知浄水場では、水源である高梁川の臭気濃度の増加に伴い、平成25年度から高度浄水処理施設の建設が開始されました。処理方法は、臭気物質等を活性炭の吸着作用と生物分解作用の両方で除去するもので、高度浄水の導入によって臭気物質を基準値未

満まで除去することが可能になったとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、倉敷市水道局及び岡山県南部水道企業団の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中でいかしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

- （松島孝夫議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （松島孝夫議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から14番服部正一議員、15番伊藤治議員、2番畔上順平議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （松島孝夫議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり

- （松島孝夫議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （松島孝夫議長） 次に、閉会中の継続審査となっております企業長提出第11号議案「平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、島田玲子委員長、登壇して報告願います。

〔島田玲子決算特別委員長登壇〕

- （島田玲子決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第11号議案「平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月29日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に堀越利雄委員が選任され、第11号議案の審

議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月3日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、3階建て建物への直結直圧給水に当たり、配管口径25ミリメートルを採用している理由は、に対し、

当企業団の「3階建て建物への直結直圧給水施行基準」において、給水できる給水栓の高さが分岐道路面から8メートル以下である3階建て以下の戸建て住宅、共同住宅等については、水理計算によりメーター口径は25ミリメートル以上、配管口径は25ミリメートルを採用するとしている、とのことであります。

次に、平成27年度の給水収益の増加は、うるう年や大口事業者の水利用の開始など特殊要因によるものとのことだが、特殊要因を除いた給水収益の分析と今後の企業経営の考え方は、に対し、

平成27年度の給水収益は、特殊要因を除くと給水収益は前年度に対しマイナスとなり、また供給単価は、一般家庭用である口径13ミリメートルから口径25ミリメートルに限ると、平成26年度と比較し0.56円の減となり、一般家庭の使用水量が依然として減少していることがわかる。

費用面では、平成26年度と比較し1億9,000万円減少したが、そのうち約1億円は会計基準見直しの影響により減少したものである。これまでも費用削減に取り組んできたが、引き続き厳しい経営環境が続くものと見込まれることから、経営状況を的確に把握・分析し、中長期を見通した企業経営に取り組んでいきたい、とのことであります。

次に、管路の耐震化率の今後の見通しは、に対し、

管路の耐震化率については、平成27年度末で45.7%であり、平成28年度から実施の水道事業マスタープランでは平成37年度末の目標値として50.4%を掲げている。今後更新を進める基幹管路は大口径管であり、多額の更新費用がかかる反面、耐震化率は緩やかとなる、とのことであります。

次に、平成27年度の漏水調査業務の効果は。また、検針員が漏水や高齢者の異変等を未然に防いだ事例は、に対し、

平成27年度の漏水調査業務により漏水が発見された81件の1時間当たりの漏水量は10.8立方メートルであり、この数字をもとに1年間の漏水量を換算し、経済効果を試算すると、約1,660万円の損失を防止できたと試算している。

また、事例として、平成26年度に検針員が異変を感じた際、越谷市を通じて警察に連絡し、住宅内部を確認したところ、死亡していたことがあった。今後も越谷市や松伏町と連携を図りながら検針時の異変等に対応していきたい、とのことであります。

次に、知識・技術の継承という観点から、企業団として望ましい職員の平均的な勤続年数は、に対し、

越谷市の基本的な異動基準は事務職が4年、技術職が5年であるが、企業団の技術職の平均勤続年数は9.4年である。水道に関する知識・技術の習得はもとより、経験の蓄積には一定の期間が必要であることから、今後も技術をしっかり継承していく年数とすべく、市の人事課と調整していきたい、とのことであります。

次に、東部配水場の耐震診断の結果は、に対し、

国の定める耐震基準のレベル2に匹敵する地震で倒壊するおそれがあるとの結果であったことから、平成29年度から30年度の2カ年で耐震補強工事を実施する予定である、とのことであります。

次に、直結直圧給水方式への切りかえの評価と課題は、に対し、

直結直圧給水方式によるフレッシュ給水は、3階建て住宅から導入を開始し、その後、共同住宅への拡大や15階建て程度までの中高層建築物に増圧ポンプによる直結増圧給水に拡大している。

その成果もあり、3階建ての建物の直結給水の申請件数は徐々に増加しており、新規建築物においては、病院等の水の貯水が必要な施設を除いて、直結給水がほぼ導入されている。

今後の課題は、既設の貯水槽使用住宅の直結方式への切りかえであり、啓発を行うなど対応を進めていく考えである、とのことであります。

次に、厳しい水道事業経営環境の中で、広域化の取り組み状況は、に対し、

経営の効率化を図るため、埼玉県が平成23年3月に策定した埼玉県水道整備基本構想に基づき、県内を12ブロックに分け、平成42年度までに広域化を進めていくという方針を定めた。

当企業団は、第2ブロックに位置づけられ、埼玉県企業局、草加市、三郷市、八潮市及び吉川市との垂直統合を目指し、広域化検討部会を設けている。平成27年度においては、検討部会を1回開催するとともに、現状で実現が可能な項目として、水道メーターの共同購入、水道料金システムの統合、施設の再構築の3つの専門部会を設けて各2回の会議を開催するなど検討を重ねているところである、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第11号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第11号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決

○(松島孝夫議長) 第11号議案「平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

10時27分 休 憩

10時28分 再 開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （松島孝夫議長） 挙手は全員であります。

したがって、第11号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第12号議案ないし第16号議案の5件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」を初め5件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につきましてご説明させていただきます。

まず、第12号議案について、本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、個人情報の利用の停止又は消去等の請求についての規定に関し、条

例中で引用する同法の条文の移動に伴い、条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行してまいります。

次に、第13号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

なお、本条例は、平成29年1月1日から施行してまいります。

次に、第14号議案及び第15号議案の2議案については、期末手当に関する規定を整備するため提案するもので、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取り扱いに準じて対応してきた経緯がございますので、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の217.5」から「100分の227.5」に改め、公布の日から施行して、本年12月1日から適用してまいります。

また、平成29年度以降の6月期の支給割合を「100分の202.5」から「100分の207.5」に、12月期の支給割合を「100分の227.5」から「100分の222.5」に改め、平成29年4月1日から施行してまいります。

次に、第16号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、部分休業等の承認を受けて勤務しない場合の職員の給与の減額について、部分休業に係る子の範囲を拡大し、介護休暇の分割取得と介護時間についての規定を加えるものでございます。

なお、本条例は、平成29年1月1日から施行してまいります。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

○（松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

10時32分 休 憩

10時58分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （松島孝夫議長） これより企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第12号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第12号議案の質疑、討論、採決を行います。

第12号議案「越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、山田大助議員。

- 8番（山田大助議員） 1点お聞きをいたします。

今回の議案はいわゆるマイナンバーにかかわるものと認識をしておりますが、日本共産党は国会でも、都道府県、市町村、さまざまな団体でこのマイナンバーのシステム上もセキュリティー関連の不安があるということで反対してきている経緯があるわけですが、このセキュリティー対策ということで、その後何か行っていることがあるかどうか、お示してください。

- （松島孝夫議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） それでは、ただいま山田議員さんのご質問にお答えいたします。

今回提案をさせていただいている条例の一部改正についてですが、ご案内のとおり、いわゆる番号法の施行に伴いまして、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、昨年9月定例会におきまして当企業団の個人情報保護条例の一部を改正いたしました。保有特定個人情報の目的外利用の制限及び特定個人情報の提供の制限について定め、また、特定個人情報に対する本人参加の権利に対する保障として、保有特定個人情報の利用の停止、さらには消去及び提供の停止の請求について改正をさせていただきました。

今議案の改正につきましては、番号法の一部改正によります条文移動に伴う条例条文の整備を行うものでございますが、個人番号を利用できる範囲につきましては、ご案内のとおり、番号法の第9条第1項の別表がございます。ここに規定されている業務に限られるということございまして、水道事業についてはこの利用範囲対象外ということになってございます。したがって、当企業団が保有をしている個人情報の中で一番大きなウエートを占めるのは、お客様の水道料金等に関する

る個人情報についてはマイナンバーとは連動せず、従来どおり私どものほうでは水道番号で管理をしております。

ただし、職員等の人事あるいは給与支払い関係におきまして個人番号関係事務実施者として、マイナンバーの記載された書面、例えば組合員の資格取得や喪失届、それから被用者の扶養認定申請書、さらには給与等の支払調書、源泉徴収票等を共済組合あるいは税務当局に提出する際に必要となるため、職員や、さらには審議会等の特別職の委員さん、これにつきましても報酬支払いの関係からマイナンバーを収集させていただいておりますけれども、そのほかの業務につきましてはマイナンバーを利用しておりません。また、情報ネットワークシステムを利用できる機関として、法令に基づく事務移譲を受けない限りはこのシステムを利用することができませんので、このマイナンバーの情報の漏えいリスクは低いと考えております。

しかし、職員がマイナンバーを管理することから、そのセキュリティー対策といたしましては、マイナンバーを利用する実務取り扱い区域を限定し、取扱担当者を必要最小限にすることで、物理的な安全管理措置を講じております。また、マイナンバーが記載された文書につきましては、当然のごとく施錠可能な場所に厳重に保管し、文書閲覧をする際には台帳に記載をして管理者の許可を得ることなどで厳格な管理を行っております。

なお、取扱担当者を初め職員に対する周知、それから研修、教育等具体的な対応策につきましては、総務課長から答弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○（松島孝夫議長） 次に、総務課長。

〔小川泰弘総務課長登壇〕

○（小川泰弘総務課長） 番号法では個人番号の適正な管理のために必要な安全管理措置を講じるということを義務づけております。その中で基本方針の策定を初め、特定個人情報を扱う人の制限や明確化、職員への教育といった組織的・人的措置、特定個人情報が記載された書類の保管や廃棄方法などの物理的・技術的な措置などが求められております。

当企業団における安全管理措置につきましては、番号法における個人番号の利用に関する規定の施行前、番号法は、段階的にいろいろな規定が施行されており、個人番号の利用に関する規定は平成28年1月1日から施行されておりますが、その前の平成27年12月28日に「越谷・松伏水道企業団特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」を定めております。また、同日付で安全管理措置について必要な事項を定めた「越谷・松伏水道企業団特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程」と、特定個人情報の取り扱いに関する実施手順を明確にした「特定個人情報取扱事務実施手順」を策定しております。

職員への周知や研修といった組織的・人的措置につきましては、その「安全管理規程」において、職員研修、教育について定めており、本年2月に当企業団の庶務担当者に対してマイナンバー制度

の説明会を実施しております。また、本年4月には改めて先ほど申し上げました「基本方針」、「安全管理規程」、「実施手順」を全職員に周知するとともに、新たに企業団に転入した職員につきましては、特定個人情報を初めとした情報セキュリティの研修を実施しております。

また、書類の保管や廃棄方法などの物理的・技術的措置につきましては、先ほど企業長が申し上げたような特定個人情報事務取扱者の制限と明確化、情報データの厳格な管理手続と厳重な保管のほか、電子データにつきましては、インターネットに接続していないパソコンを使用し、そのパソコンにつきましても鍵のかかった部屋で操作し、そのパソコン自体も厳重に管理することで、決して特定個人情報が漏えいするようなことのないよう万全を期しております。

そのほかに、特定個人情報以外の個人情報の取り扱いにつきましても、水道料金システムにつきましてはインターネットとは隔絶した環境のネットワークとしております。また、庁内LANパソコンにつきましてもさらにセキュリティ強化を図るため、来年1月からはインターネットの接続ができないような環境に変更いたします。インターネットの接続につきましては、各課2台用意する閲覧専用のパソコンで行うことといたします。

いずれにいたしましても、マイナンバーに限らず、個人情報の漏えいは決してあってはならないことですので、今後もその管理については十分な対策を講じてまいりたいと存じます。

以上です。

- （松島孝夫議長） 続けての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時07分 休 憩

11時07分 再 開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

- (松島孝夫議長) 挙手は多数であります。
したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第13号議案の質疑、討論、採決

- (松島孝夫議長) 次に、企業長提出第13号議案の質疑、討論、採決を行います。
第13号議案「越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- (松島孝夫議長) 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- (松島孝夫議長) この際、暫時休憩いたします。
11時09分 休憩

11時09分 再開

◎開議の宣告

- (松島孝夫議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- (松島孝夫議長) 挙手は全員であります。
したがって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第14号議案の質疑、討論、採決

- (松島孝夫議長) 次に、企業長提出第14号議案の質疑、討論、採決を行います。
第14号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
8番、山田大助議員。

○ 8 番（山田大助議員） 1点お聞きをいたします。

住民の声の受けとめについてお伺いいたします。先般特別職の報酬引き上げがありまして、今回の議案はそれとは直接は連動はしているものではないということは理解をしているのですが、住民から先般の報酬引き上げについては反対ですとか、ご批判の声が届いております、住民から見れば今の時期でどうなのかという声もあるものですから、そういった声の受けとめについてお示しく下さい。

○（松島孝夫議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、山田議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の議案につきましては、提案説明で申し上げたとおり、人事院勧告に準じ期末手当0.1カ月分を引き上げるという内容でございますが、当企業団におきましては、給水区域内の公共的団体等の代表者10人をもって組織をいたします特別職報酬等審議会におきまして、議会議員の議員報酬及び私、企業長の給料の額等について諮問させていただきました。慎重にご審議をいただいた結果、議員報酬及び企業長の給料の額は据え置くことが適当であるとの答申をいただきました。期末手当につきましては、直接の諮問事項ではございませんが、附帯意見として人事院勧告に準じて0.1カ月の引き上げが適当であるとの答申をいただきました。その答申を尊重させていただき、今回期末手当を0.1カ月引き上げる議案を提出させていただいたものでございます。

利用者のご理解と納得が得られるかということにつきましては、これは本年3月の定例会の報酬改定や、さらには過去の消費税率改定に関する議案を提出させていただいた際も同様のご質問をいただいたものと認識しておりますが、確かに水道事業を取り巻く環境というものは、当企業団のみならず、全国的に人口減少、さらには節水意識の高揚等から水需要は減少し、一方、水道施設につきましては老朽化、さらには耐震性の強化を図る必要から更新・補強等の投資的経費は増嵩するということは必然であり、事業経営は決して楽観視できる状況にはないと思います。そのためには経常的経費について、「入るを量りて出ずるを制す」と、効率的執行を目指すことは当然であります。だからといって事業経営を維持していく上で必要とする経費は出さなければなりません。今回の一般職給与や特別職等の期末手当引き上げ改定で水道料金を引き上げることが前提であるならば、これは当然利用者の方々の理解は難しいだろうと思います。これはライフラインの水道事業に限ったものではなく、電気やガス事業といった公営企業とて同様であろうと思います。ユーザーとして人件費を引き上げるためだけに料金を上げると言われれば、これは納得しがたい部分があります。

今回の改定につきましては、公共的団体の代表で構成されます審議会委員の皆様方にご審議をいただき、答申をいただいた経過を踏まえれば、単純に情勢の適用、あるいは均衡の原則のみならず、総合的見地からのご意見として集約をいただき、水道利用者の方々の立場を十分ご理解されている

審議会委員の皆様のご答申をいただいたものと思います。その答申をやはり尊重すべきものと受けとめているところでございますので、ぜひともご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

- （松島孝夫議長） 続けての質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- （松島孝夫議長） ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- （松島孝夫議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。
11時15分 休憩

11時15分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手多数〕
- （松島孝夫議長） 挙手は多数であります。
したがって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第15号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第15号議案の質疑、討論、採決を行います。
第15号議案「越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時16分 休憩

11時16分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （松島孝夫議長） 挙手は多数であります。

したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第16号議案の質疑、討論、採決

- （松島孝夫議長） 次に、企業長提出第16号議案の質疑、討論、採決を行います。

第16号議案「越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （松島孝夫議長） この際、暫時休憩いたします。

11時17分 休憩

11時17分 再開

◎開議の宣告

- （松島孝夫議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （松島孝夫議長） 挙手は全員であります。
したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- （松島孝夫議長） この際、諸般の報告をいたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （松島孝夫議長） 議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （松島孝夫議長） これより特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。
特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （松島孝夫議長） ご異議なしと認めます。
したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （松島孝夫議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （松島孝夫議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第12号議案ないし第16号議案並びに去る9月定例会において閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されておりました第11号議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜りまことにありがとうございます。

した。

決算特別委員会を初め今定例会において賜りました貴重なご意見、ご指導を十分に生かし、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり水道事業の運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、年の瀬を迎えまして、議員の皆様方には公私ともにお忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意をいただき、よいお年を迎えられますとともに、一層のご活躍を心からお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （松島孝夫議長） これをもちまして、平成28年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 松 島 孝 夫

議 員 服 部 正 一

議 員 伊 藤 治

議 員 畔 上 順 平

◎ 企業長提出議案の処理結果

- 第11号議案 平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(認定可決)
- 第12号議案 越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第13号議案 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第14号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第15号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第16号議案 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)